

スマートシティ長井実現事業データ連携コーディネーター業務委託仕様書

1 業務名

スマートシティ長井実現事業データ連携コーディネーター業務

2 履行場所

長井市内または委託先事業所（オンライン含む）

3 委託期間

契約を締結した日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務の目的

本市ではデジタル技術を活用し、直面する人材不足を補いながらも、生活の利便性や安全性を向上させ、誰もがいつまでも便利に安心して暮らすことができる「スマートシティ長井」の実現を目指し、各分野の施策を進めている。

令和4年度から本格的に各分野の施策が始まり、各施策のデータが蓄積される中、データの可視化や分析を進め、行政保有またはオープンデータ等と連携することで、各施策の最適化による円滑な事業実施や、分野横断的なデータの利活用による新たな価値・サービスの創出等に資するよう進めてきた。

令和6年度についても、引き続き各施策のデータ分析を推進するとともに、市職員自身でデータ分析ができるスキルの定着化、データ分析に基づく施策の企画立案につなげるため、本業務を実施する。

5 業務の内容及び契約に関する条件等

(1) データの見える化支援

① BI（ビジネス・インテリジェンス）ツールの運用支援

既に本市で導入済の BI ツールである Tableau の機能及び利用ライセンスを総合的に考慮し、ツールの運用支援を行うこと。

② BI ツールへのデータ入力

i) スマートシティ長井実現事業で収集したデータの BI ツールへの入力を行うこと。また、必要に応じて長井市が保有するデータや市中のオープンデータ等も入力を行うこと。

ii) 入力するデータの内容、データ形式は「別添 1 各施策のデータ仕様」を参考にするものとする。

- ③ 市職員への BI ツール使用方法のレクチャー及び市職員によるデータの入力支援
- i) BI ツールについて、市職員が活用できるよう説明会を実施すること。
 - ii) i)の説明会は長井市庁舎にて 2 回以上実施することとし、効果的な説明会の内容を提案すること。なお、日程については発注者と別途協議すること。
 - iii) i)の説明会とは別に、日常業務として市職員が BI ツールにデータを入力するに当たり、不明点や操作方法などの問い合わせについて、現地又はオンラインで対応すること。
 - iv) BI ツールのライセンスは別途市が調達を行う。

④ 各施策データの公開支援

- i) BI ツールによる分析の概要データは、二次利用が可能なものとして、市ホームページで公開するものとし、公開データ作成の支援を現地又はオンラインで行うこと。
- ii) 公開するデータ及びデータの公開形式について提案すること。
- iii) デジタル庁の推奨データセットに該当するデータについては、データセットの作成に当たって準拠すべきルールやフォーマット等に従うこと。

(2) データ分析/利活用の推進

① 各施策で蓄積されるデータのとりまとめ、データ分析、分析結果の報告

- i) スマートシティ長井実現事業において蓄積されるデータの取りまとめを行うこと。また、施策データ以外に市が保有しているデータについても必要に応じて取りまとめを行うこと。
- ii) データ分析においては、下記の分析を実施し、成果物を報告すること。
 - ・長井市保有データの見える化領域の選定及び分析
 - ・施策毎の分析及び施策間の分析結果を突合させた複合分析
 - ・複合分析結果を踏まえたスマートシティ長井実現事業等における取組の改善提案
- iii) データの取りまとめ、分析においては、(1) の BI ツールを用いる他、効果的な方法を提案すること。
- iv) データ分析に当たっては、一般社団法人日本統計学会が実施する「統計検定」において「統計検定 2 級以上」又は、日本ディープラーニング協会が実施する「ジェネラリスト検定 (G 検定)」若しくは「エンジニア資格 (E 資格)」の合格証明書を有する者を配置すること。
- v) 分析結果の報告は月 1 回程度行うこと。報告方法は現地又はオンラインで行うものとし、日程と併せて発注者と別途協議すること。

- ② 市職員とのデザインシンキングによる、データを基にした施策ごとの課題発見、解決手法の検討、KPI の設定・検証
 - i) ①iv)の有資格者コーディネートの下、各施策の課題発見、解決手法の検討、解決手法検証を見据えた KPI 設定・検証を行い、PDCA サイクルを確立すること。
 - ii) i)については、①v)の分析結果の報告に併せて、現地又はオンラインで市職員と協議を行いながら、進めること。
 - iii) 課題発見や解決手法の検討に当たっては、数値のみによることなく検討する観点から、必要に応じて現地調査を行うこと。

- (3) プロジェクトマネジメントオフィス (PMO) によるスマートシティ長井実現事業の推進
 - ① 各施策のステークホルダーとの調整、課題解決のサポート
 - i) 各施策を推進するにあたって必要なステークホルダーの意見聴取、今後の施策展開の方向性のすり合わせ、事業への協力依頼等について、市担当職員のサポートを行うこと。
 - ii) (2) のデータ分析から導き出された課題に加え、事業を推進するに当たって発生する諸課題の解決について、市担当職員のサポートを行うこと。

 - ② 各施策における課題解決策の企画提案、役割分担の整理、施策運用サポート
 - i) 各施策における課題解決策の企画提案を行い、解決策実施に当たって必要な役割分担の整理を行うこと。
 - ii) 課題解決策については、各施策に対して市から委託等を行っている業務の範囲で可能なものを実施することとし、新たな予算負担が発生しない形での実施を原則とすること。ただし、発注者が別に指示する場合はこの限りでない。

6 その他

- (1) 受託者は、常に本市と密接な連携を図り、市の意図について熟知のうえ、作業に着手し、能率的・効果的な進行に努めなければならない。
- (2) 別紙に記載のデータ量については、令和6年3月末までの概数であり、本業務開始時点までに変動する場合がある。
- (3) 詳細事項及び内容に疑義が生じた場合、並びに業務上重要な事項については、受託者は事前に市と協議を行い、その指示に従うこと。受託者は事前に発注者と協議を行い、その指示に従うこと。
- (4) 本発注者が提供する資料は、原則として閲覧のみとし、複写及び第三者への提供は行ってはならない。なお、提供資料及び複写した資料は、作業終了後、発注者に返却すること。

- (5) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に開示し、または漏洩してはならない。また、そのために必要な措置を行うこと。なお、契約の解除後及び契約満了後も同様とする。

7 参考情報及び資料

- (1) 別添1 各施策のデータ仕様
- (2) 別添2 スマートシティ長井の実現に向けた取り組みの現状について